



65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税を納税している人へ  
 ～10月から市民税・県民税(住民税)の公的年金からの天引き額が変わります～

市民税・県民税が公的年金から天引き(特別徴収)の対象となる人は、4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る市民税・県民税の納税義務がある人です。年金から天引き(特別徴収)される税額および天引きの対象となる年金等については、6月に送付した納税通知書に記載されていますので確認をお願いします。

※年金から特別徴収される税額は、公的年金に係る税額のみです。

問 ④市民税課

■新たに公的年金特別徴収の対象となった人の場合

年金特別徴収の開始が10月のため、年税額の半分を6月・8月納期に納付書または口座引き落とし(普通徴収)で納付していただき、残りの税額を10月・12月・2月の年金からの天引きで徴収します。

平成28年度(年税額6万円の場合)

普通徴収	6月	1万5,000円
	8月	1万5,000円
年金特別徴収	10月	1万円
	12月	1万円
	2月	1万円

■前年度から公的年金特別徴収の対象となっている人の場合

4月・6月・8月の年金から、前年度の2月に年金から徴収した金額を特別徴収します。10月・12月・2月の年金から、年税額から仮徴収した額を控除した額を特別徴収します。

※4月・6月・8月の徴収期間を仮徴収、10月・12月・2月の徴収期間を本徴収といいます。仮徴収期間は前年の2月に年金から徴収した額を引き継ぐため、年税額と同額になるように本徴収期間で調整します。

平成27年度(年税額6万円の場合)

普通徴収	6月	1万5,000円
	8月	1万5,000円
年金特別徴収	10月	1万円
	12月	1万円
	2月	1万円

平成28年度(年税額9万円の場合)

年金特別徴収	仮徴収	4月	1万円
		6月	1万円
		8月	1万円
	本徴収	10月	2万円
		12月	2万円
		2月	2万円

同額

■公的年金特別徴収制度の見直しについて

年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額は、「前年度の公的年金に係る年税額の2分の1に相当する額」となります。この制度は10月1日以降の特別徴収から適用されますが、実際に影響が出るのは平成29年4月分からとなります。詳細は納税通知書でご確認ください。

■納税通知書の見方



年税額 (①+②+③)	円
○給与特別徴収税額 ①	円
○年金特別徴収税額 ②	円
○普通徴収税額 ③	円
充当額 ④	円
⑤	円
差引納付額 (③-④-⑤)	円

市民税・県民税の合計になります

年金から特別徴収される額です

年金から特別徴収される金額の内訳です

1. 平成28年度 仮徴収税額

徴収月	平成28年4月	平成28年6月	平成28年8月
徴収税額	円	円	円
昨年度通知額	円	円	円

あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した上記の額を、特別徴収の方法によって徴収します。

2. 平成28年度 本徴収税額

徴収月	平成28年10月	平成28年12月	平成29年2月
徴収税額	円	円	円